様式５（危機管理事案など）

令和８年 11 月２日
厚木市報道資料

特定措置の運用で算定誤り
26 人の介護保険料を過賦課

介護保険料の算定に誤りがあり、26 人から過賦課していることが分かりました。本年度の税制改正に伴う特例措置の対象者で、国が７月に出した「介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに関するＱ＆Ａ」で誤りが分かりました。

１ 概要

介護保険料を算定するシステムの設定に誤りがあり、算定に必要な合計所得金額が正しく計算されていませんでした。保険料は年６回（４、６、８、10、12、２月）にわたって年金から天引き（特別徴収）。保険料額の変更ができないため、特別徴収を停止して過徴収者には還付などで対応します。

（1）影響人数　　26 人
（2）過徴収額　　33 万 7343 円
（3）誤保険料額　134 万 4939 円
（4）正保険料額　100 万 7596 円
（5）一人当たりの過賦課額　7438 円～１万 8597 円

２ 原因

給与収入 65 万１千円から 161 万９千円までの非課税者の所得計算で、所得控除の引き上げ額を含めるべきではないところを含めて算定したため。

３ 背景

2025(令和７)年度税制改正で給与所得控除の最低保証額が 55 万円から 65 万円に引き上げられましたが、26（令和８）年度の介護保険料算定では改正の影響を避けるために改正前の基準で算定する特例措置が設けられました。

今年１月、国通知を踏まえて算定システムの運用保守を請け負う事業者がシステム改修を実施。全国で誤りが発生していたため国が７月に出したＱ＆Ａで、本市でも改修内容に間違いがあることが判明しました。

４ 事後対応

該当者には、市職員が訪問して謝罪と経緯を説明します。保険料額の減額により該当者の特別徴収は停止となり、過徴収分は速やかに還付します。普通徴収での納付が必要な人には、納付書での支払いを改めて依頼します。

５ 再発防止策

法改正や国の通知文書をシステムの運用保守事業者と情報共有し、内容を正確に把握してまいります。

本資料の問い合わせ先

市民福祉部 介護福祉課
課長　小松　真城　電話 046-225-2396